

# 特定非営利活動法人アジアの新しい風 定 款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人アジアの新しい風と称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都世田谷区弦巻2丁目18番22-414号に置く。

### (目的)

第3条 この法人は、日本語教育を通して歴史、社会、文化など日本についてアジア諸国の理解を得るために、日本語教師の派遣や、派遣先の日本語学習者への支援や、学習者との文化交流などの事業を行い、同時にアジア諸国について学び、相互理解を築き上げることによって、アジアの平和とひいては世界の平和に貢献することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は前項の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 国際協力の活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 災害救援活動
- (5) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### (事業)

第5条 この法人は第3条の目的を達するため、特定非営利活動にかかる事業として、次の事業を行う。

- (1) アジア諸国の日本語教育機関に日本人の日本語教師を派遣する事業
- (2) アジア諸国の日本語教育機関における日本語学習者を支援するための奨学事業
- (3) アジア諸国の日本語研究機関を支援するための教材等の支援事業
- (4) アジア諸国の日本語学習者との情報交換及び、ネットワーク構築事業
- (5) アジア諸国からの留学生、アジア諸国からの在日外国人と日本人との文化交流事業

- (6) アジア諸国からの留学生のための生活支援事業
- (7) アジア諸国からの留学生のための奨学金事業
- (8) アジア諸国の日本語学習者の就職活動支援事業
- (9) アジア諸国（含む日本）の災害救助・復旧・復興支援事業
- (10) アジア諸国（含む日本）の環境保全活動支援事業
- (11) アジア諸国訪問による文化交流事業
- (12) ホームページや、機関紙を通じての普及啓発事業

## 第2章 会員

### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体  
正会員のうち同姓・同住所で生計を一にするものを「家族会員」と呼ぶ。
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体
- (3) 学生会員 この法人の事業に賛同して入会した学生（大学生及び大学院生）

### (入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、その旨を記載した入会申込書を事務局長に提出するものとする。
- 3 事務局長は、入会の申し込みがあったときは、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
- 4 事務局長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

### (入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届けを提出したとき。
- (2) 本人が死亡しもしくは失踪宣告を受けた時、または会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を1年以上滞納し、催促を受けてもそれに応じず、納入しないとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、事務局長が別に定める退会届けを事務局長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えるなければならない。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

### 第3章 役員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上10名以内

(2) 監事 1名以上3名以内

(3) 理事のうち、1名を理事長、1名を事務局長とする。

また理事長代行1名をおくことができる。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、理事会において選任し、総会に報告する。

2 理事長、理事長代行及び事務局長は、理事の互選による。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が、役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長、理事長代行及び事務局長は、この法人を代表する。

理事長、理事長代行及び事務局長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

2 理事長はこの法人の運営を総攬し、事務局長はその業務を総理する。

理事長代行は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

理事長、理事長代行ともに不在のときは事務局長が代行する。

- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関して必要な事項は、総会の議決を経て、事務局長が別に定める。

(種別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び予算
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員の職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。  
第47条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 解散における残余財産の帰属
- (9) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求  
があったとき。
- (3) 第14条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び2号の規定による招集があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面若しくは電磁的方法又はFAXにより、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した理事または正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法又はFAXをもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることのできない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法又はFAXによる表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 事務局長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は事務局長が招集する。

- 2 事務局長は前条第2号および第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面若しくは電磁的方法又はFAXにより、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、事務局長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合はこの限りではない。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法、FAX又はオンライン会議システムによる参加をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条および次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面若しくは電磁的方法、FAX 又はオンライン会議システムによる表決者にあっては、その旨を付記すること）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

## 第5章 資産

(構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に関わる事業に関する資産とする。

(管理)

第39条 この法人の資産は、事務局長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、事務局長が別に定める。

## 第6章 会計

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係わる事業会計とする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。

(事業計画および予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに事務局長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、事務局長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加および更正)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることが出来るものとする。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表および財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、事務局長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第47条 予算を持って定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第7章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第49条 この法人は次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動にかかる事業の成功の不能

- (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併または破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第8章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

## 第9章 情報の開示

(情報の開示)

第53条 この法人は法第28条に定める通り、この法人の事業報告書等及び役員名簿等並びに定款等を事務所に備え置くとともに、社員その他の利害関係人からの閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧させるものとする。

## 第10章 事務局等

(事務局の設置及び顧問)

第54条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局の職員の任免は事務局長が行う。

3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て事務局長が別に

定める。

- 4 この法人に顧問を置く事ができる。顧問は理事会で選任し、理事長がこれを任免する。
- 5 顧問は、理事長の諮問に応じて法人の活動や運営に助言をすることができる。

## 第11章 雜則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

### 附則

- 1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
- 3 この法人設立当初の役員の任期は第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2004年9月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、成立の日から2004年6月30日とする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず設立総会に定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金および会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

1) 正会員	個人	入会金	2,000円	年会費	6,000円
	団体	入会金	10,000円	年会費	30,000円
2) 賛助会員	個人	入会金	0円	年会費	一口 3,000円
	団体	入会金	0円	年会費	一口 20,000円

別表

設立当初の役員

役職名	氏名
理事代表	上 高子
理事代表補佐	奥山 壽子
理事	新倉 方子
監事	新井 雅夫